

## 広野檜葉都市計画河川の変更（福島県決定）

都市計画河川中1号浅見川、2号北迫川を次のように変更する。

名 称		位 置		区 域		構造	備考
番号	河川名	起 点	終 点	幅員	延長		
1	浅見川	左岸 広野町大字下 浅見川字前川 原	左岸 広野町大字下 浅見川字坊田	37～70m	約650m	堤防式 単断面式	二級河 川
		右岸 広野町大字下 浅見川字前川 原	右岸 広野町大字下 浅見川字坊田				
2	北迫川	左岸 広野町大字下 北迫字北釜	左岸 広野町大字下 北迫字前川原	20～100m	約670m	堤防式 単断面式	二級河 川
		右岸 広野町大字下 北迫字北釜	右岸 広野町大字下 北迫字前川原				

「区域は計画図のとおり」

### 理 由

浅見川及び北迫川は、東日本大震災により津波被害を受けた地区を流下する河川であり、多重防御による津波からの防災性の向上を図るため、都市計画決定されました。

浅見川については、隣接する道路において既存橋梁との高さの取り合いを考慮し道路計画を見直したことに伴い、河川の区域を変更することとしました。

北迫川については、地形測量と詳細設計を行った結果、堤防すり付け区間が短くなり、上流部を河川の区域から除外しても多重防御による復興まちづくりの効果が発現できることから、河川の区域を変更することとしました。

これらの変更について復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。